

## 規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十一号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「朝霞県土整備事務所長、北本県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、飯能県土整備事務所長、東松山県土整備事務所長、秩父県土整備事務所長、熊谷県土整備事務所長、行田県土整備事務所長、越谷県土整備事務所長、杉戸県土整備事務所長若しくは大宮公園事務所長（以下「所長」という。）」を「大宮公園事務所長若しくは営繕・公園事務所長」に、「総称する」を「いう」に改める。

第三条第一項、第五条並びに第十条第二項及び第三項中「所長」を「知事等」に改める。

「埼

様式第一号、様式第二号及び様式第二号の三中「あて先」を「宛先」に、  
県土 大宮

玉 県 知 事 「埼 玉 県 知 事

整備事務所長 へ 大宮公園事務所長 に改める。

公園事務所長」 営繕・公園事務所長」

「埼 玉 県

「県土整備事務所長

大宮公園事務

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、  
へ 大宮公園事務所長 へ

営繕・公園事

指定管理者」

指定

知 事

所 長 に改める。

務 所 長

管 理 者」

「埼 玉 県 知 事

様式第四号及び様式第五号中「あて先」を「宛先」に、  
県土整備事務所長 へ

大宮公園事務所長」

「埼 玉 県 知 事

大宮公園事務所長 に改める。

管繕・公園事務所長」

「埼玉県知事」「埼玉県知事

様式第六号及び様式第七号中 県土整備事務所長 又は 大宮公園事務所長 又は

大宮公園事務所長」 管繕・公園事務所長」

改める。

「県土整備事務所長

「埼玉県知事

様式第八号中 大宮公園事務所長 又は

大宮公園事務所長

又は改める。

指定管理者」

管繕・公園事務所長

指定管理者」

「埼玉県知事」「埼玉県

様式第十一号中「あて先」を「宛先」とし、 県土整備事務所長 又は 大宮公園事

大宮公園事務所長」 管繕・公園

知事

事務所長に改める。

事務所長」

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の埼玉県都市公園に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請その他の行為は、この規則による改正後の埼玉県都市公園に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請その他の行為とみなす。

3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。